長久手市第2次地域公共交通総合連携計画の公表について

平成26年5月26日に第28回長久手市地域公共交通会議にてご承認いただいた、長久手市第2次地域公共交通総合連携計画(以下、連携計画という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第7項の規定により、連携計画を作成したときは、これを公表するとともに、主務大臣、公共交通事業者、道路管理者等に連携計画を送付する必要があります。このことについて、下記のとおり、公表、送付をしましたので、報告します。

平成26年5月26日	長久手市地域公共交通会議にて承認。
平成26年6月30日	内部決裁。
平成26年7月16日	連携計画の公表(市情報コーナー、窓口での閲覧。)。
	国土交通大臣、総務大臣、長久手市地域公共交通会議委員に
	連携計画送付。
	庁内各課への送付、長久手市議会に報告。
平成26年7月22日	市ホームページでの掲載。
平成26年9月	市広報での公表。